

栃木市市民会議 会議要旨

会 議 名：全体会

日 時：令和3年5月25日（火） 午後7時から午後7時30分

会 場：市役所 正庁

出席者数：43名 事務局：12名

1 開会

2 あいさつ（三橋会長）

平成24年10月1日に施行された自治基本条例の第44条に市民会議を置くという条文があり、翌平成25年に、市民会議条例が施行となった。その中で、総合計画に関すること、自治基本条例に関すること、その他特に市長が必要と認めることの3つが市民会議の役割となっており、市民会議には自治基本条例部会と総合計画部会の二つの部会がある。また、市長が必要と認めることに関しては、過去には、ふるさと納税の返礼品選定や、市の木・花・鳥の選定について話し合ったこともある。現在4期目で、今年10月から5期目が始まる。

自治基本条例部会は、自治基本条例について、5年に1度の見直しの規定に基づいて、3期目の半ばで一度見直しを行っているが、今回は、この後の議事で、民法の規定が改正されることにより見直しを行うことについて報告がある。

総合計画部会は毎年度の仕事として、市が10年単位で策定している総合計画におけるそれぞれの事業の進捗状況に関して、市が内部評価した内容について部会が外部評価を行い検討している。これから夏にかけての作業となる。

全体会では、それぞれの部会についての報告があり、必要に応じて検討を行う。委員の皆さんはどちらかの部会に所属していただくことになっている。

市政への市民の声を反映する手段のひとつとして、議題に対して率直な意見を出していただきたい。

3 議事

(1) 令和3年度のスケジュールについて

事務局が資料に沿って説明

《質疑》

意見なし

本案により了承

(2) 栃木市自治基本条例の見直しに関する報告書（案）について

渡邊委員が資料に沿って報告

《質疑》

委員： 18歳の者が交通事故で信号無視をし、高齢者を即死させたという事案の場合はどういったことになるか。

事務局： 青少年について、民法上では成年が18歳となるが、法令によって年齢の定義がいろいろある中で、第12条の内容から、ある一定の年齢で区切る必要性はなく、満20歳未満を削除しても運用は変わらない。

部会長： 民法の成人年齢は引き下げられたが、少年法の適用年齢は引き下げられていない。18・19歳は新たに成人となるが、引き続き少年法が適用されるなど、法律上の取扱いも単純ではないことから、年齢を明記しない形を部会として提案させていただいた。

本案により報告することです承

4 その他

閉会後の部会について事務局より案内

5 閉会